平成 26 年 12 月 10 日

各　位

会　社　名　株式会社ＵＢＩＣ
代表者名　代表取締役社長　守本　正宏
（コード番号：2158）
問合せ先　執行役員 管理本部長　谷口　正巳
（TEL. 03-5463-6344）

第三者割当による新株式発行（第 3 回目割当）の中止および有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 28 日開催の取締役会において決議し同日付「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム “STEP 2014 モデル”）締結ならびに第三者割当による新株式および第 10 回新株予約権発行ならびに新株予約権買取契約（追加発行オプション）の締結に関するお知らせ」（以下「本プログラム・プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関し、第 3 回目割当（割当予定日：平成 26 年 12 月 26 日）（以下「第 3 回目新株式発行」といいます。）を中止することを本日付の取締役会において決議し、あわせて関東財務局長へ提出しておりました第 3 回目新株式発行についての有価証券届出書を取り下げましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　第 3 回目新株式発行中止の理由

平成 26 年 11 月 19 日に発表いたしました「第三者割当による新株式発行（第 2 回目割当）の中止および有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」（以下「第 2 回目新株式発行中止のお知らせ」といいます。）のとおり、平成 26 年 10 月 17 日時点での 1 ヶ月平均出来高が 1,065,105 株となり、「対象期間中、当社普通株式の 1 ヶ月平均出来高が 1,069,778 株を下回った場合、割当は一時停止される」という割当単位変更に関する条項にあてはまる状況となりました。その後本日にいたるまで、この状況に変わりがなく、かつ、割当の回復の条件である「その後 1 ヵ月平均出来高が 2,139,557 株を回復した場合には、割当単位は 500,000 株とする」という条項にも当てはまりません。したがいまして、当社は、この第 3 回目新株式発行を中止することといたしました。

なお、本プログラムはその目的を資本・業務提携や M&A に必要な資金を調達することにおいていますが、現時点で新たな資金調達が具体的に必要な状況にはございません。また、当社は、本プログラムによる調達資金の使途である研究開発費用およびその他運転資金についても、第 3 回目新株式発行中止による支障がないものと考えております。

注）割当単位の変更条件の詳細について

詳しくは、本プログラム・プレスリリースの「I 包括的新株発行プログラム － 3. 本プログラムの概要 － (5) 割当単位の変更」に記載されております。

2.　今後の見通し

本プログラムは、原則として当社普通株式1,000,000株ずつ4回にわたる新株式発行および当社普通株式1,000,000株を対象とする新株予約権発行で構成されています。第4回目割当（割当決議予定日：平成27年2月18日）の実施の有無については現段階では未定であり、第3回目新株式発行中止とは別に、各M&Aプロジェクトの交渉進行状況、資金需要その他の経営環境を考慮し、当社取締役会によって決議されます。

なお、当社（連結）の本年度第1四半期および第2四半期の収益および収益性が昨年度に比べて改善しておりますことは第2回目新株式発行中止のお知らせに記載いたしましたとおりです。また、当社は、並行して研究開発も事業計画に基づいて進めております。

その成果のひとつとして、当第3四半期では当社独自のコンセプトである「行動情報科学」を体現した機能である「Preventive Profiling（プリベンティブ　プロファイリング）」、実案件の案件情報や作業結果の解析・蓄積を行うことで教師データとなるナレッジベースを進化させる「Active Knowledge Base（アクティブ　ナレッジベース）」がそれぞれ日本特許査定を受けました。

また、当社のデジタル・フォレンジック・ツール『Lit i View XAMINER（リット・アイ・ビュー・エグザミナー）』を使用した支援案件において、第三者委員会報告書格付け委員会による格付けが公開され、上位の評価を受けたことも研究開発の成果の現れととらえております。

（ご参考）

今回中止を決議した第3回目新株式発行の概要

(1)	発行新株式	当社普通株式
(2)	発行株式数	1,000,000株
(3)	発行価額	未定（発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成26年12月9日の取引所における当社普通株式終値に 90%を乗じた金額とする予定でした。）
(4)	発行価額の総額	未定
(5)	資本組入額	未定
(6)	申込期日	平成26年12月26日
(7)	払込期日	平成26年12月26日
(8)	新株式交付日	平成26年12月26日
(9)	割当予定先および株式数	ドイツ銀行ロンドン支店 1,000,000株
(10)	新株式の継続所有等の取決めに関する事項	割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成26年12月26日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。
(11)	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

以上